

## 平成30年度第1回教育委員会（4月定例会）議事録

- 1 日時 平成30年4月18日（水）  
午後3時から午後4時40分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 宮尾 千加子  
委員（教育長職務代理者） 木之内 均  
委員 堀内 忍  
委員 吉井 恵璃子  
委員 櫻井 一郎  
委員 吉田 道雄

### 4 議事等

#### （1）議案

- 議案第1号 熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第2号 熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第3号 熊本県教職員等健康審査会委員の任命及び解職について
- 議案第4号 平成30年度熊本県教科用図書選定審議会委員の任命について

#### （2）報告

- 報告（1） 熊本県いじめ調査委員会の再調査結果を踏まえた対応について
- 報告（2） 平成28年熊本地震に係る児童生徒の心のケア等について

### 5 会議の概要

#### （1）開会（15:00）

教育長が開会を宣言した。

#### （2）議事録署名委員の選出

教育長が堀内委員を指名し、了承された。

#### （3）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、第3号、第4号は人事案件のため非公開とした。

#### （4）議事日程の決定

教育長の発議により議案第1号から順に審議し、非公開で第3号、第4号を審議することとした。

#### （5）議事

- 議案第1号 「熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

#### 社会教育課長

社会教育課でございます。

資料の1ページをお願いいたします。議案第1号「熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、でございます。

まず、提案の理由でございます。熊本県教育庁の組織改正に伴い、関係規定を整備し、平成30年4月1日から施行する必要がありましたが、教育委員会に付議する暇（いとま）がなかったため、下の枠線内に記載しております「熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、関係規定の改正について、教育長が臨時に代理しております。このため、同規則第3条第2項の規定により、今回、教育委員会に御報告し、御承認をいただくものです。

開けていただき、資料の2ページ、「規則案の概要」を御覧ください。

3の「改正の内容」ですが、くまもと県民交流館における生涯学習活動に関する業務を、指定管理者が行う業務として拡充することに伴い、教育庁に設置する生涯学習事務所を廃止することから関係規定を削除するものです。具体的には、開けていただき、資料の4ページから5ページの新旧対照表を御覧ください。生涯学習事務所に係る規定の関係部分を削除しております。

報告は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

#### 教育長

何か御質問等ございましたら、お願いします。

(少し待って)

よろしいでしょうか。

この件に関しては、原案どおり了承してよろしいでしょうか。

#### 各委員

了承。

○議案第2号 「熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

#### 高校教育課長

次に議案第2号を御覧ください。

「熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明します。

資料2ページの規則案の概要を御覧ください。今回の改正は、2の「改正の必要性」に明記しておりますとおり、「熊本県いじめ防止対策審議会条例の一部改正に伴い、熊本県いじめ防止対策審議会が調査審議する重大事態を定める等の必要」があるためでございます。また、同条例の施行が、同年4月1日となります関係で、教育委員会に付議する暇（いとま）がなく、教育長が臨時に代理をしましたので、併せて御報告・承認を求めるものでございます。

次に、3の「改正の内容」についてですが、これは、先に改正しました資料13ページの「いじめ防止対策審議会条例」第2条の所掌事務に第3号の「県立学校における法第28条第1項に規定する重大事態（教育委員会規則で定めるものに限る。）に関する事項」を追記したことを受け、教育委員会でその定めるものを規定したものでございます。

具体的には、資料6ページで御説明します。規則の新旧対照表の右側の

「新」の第3条第1号を御覧ください。「重大事態のうち、県立学校に在籍する児童又は生徒の自殺又は自殺未遂により当該児童等の生命に重大な被害が生じた疑いがあると熊本県教育委員会が認めるもの。」と規定しております。また、同条第2号では、「その他教育委員会が熊本県いじめ防止対策審議会で調査審議を行うことが必要であると認めるもの。」と規定しております。

その他の改正につきましては、いじめ防止対策推進法で定められている内容等を踏まえ、文言の整理等も併せて行ったものでございます。

施行日は、「いじめ防止対策審議会条例」と併せて平成30年4月1日としております。

御審議の程、よろしく申し上げます。

#### 教育長

御質問等がございましたら、よろしく申し上げます。

#### 吉井委員

11ページの第5条の2項、県立学校を重大事態の調査の実施主体、これは、今までは県立学校でそれに今度は、教育委員会が入ることだと思うのですが、より状況次第ではあるのでしょうか、大きなものが教育委員会でそうでないものが県立学校という風な分け方で考えてよかったのか教えてください。こういう風な区分けをするのかどうか。

そして、第6条の2行目の第2項の「校内いじめ対策組織を構成する者の内から校長が指名する者及び自ら参加を依頼し」という文章があるのですが、この校長が自ら参加を依頼し、というのは、校長が自ら誰に参加を依頼するものなのでしょうか。ここは、私が読んでいてわからなかったのでお伺いします。

そしてもう1点なのですが、7ページの新旧対照表の旧の方なのですが、ここの4に児童生徒及び保護者の対応が入っていますが、この部分が新のほうには無いんですね。重大事態が起きた場合の保護者への対応は、これは1つ項目を作っても明記しておくべきことではないかと思うのですが、それがありません。それがなぜなのか伺いたいと思います。以上3点、お伺いします。

#### 高校教育課長

まず第1点目の区分けでございますけど、これは重大事態を定義しましたので、自殺又は自殺未遂等が起こった場合は審議会の方で行い、それから第2項のところ、学校の方ではどうも解決が難しいと思われる場合は、教育委員会が調査主体となり審議会で調査を行う。後は従来のとおりで調査を行うというのが、趣旨でございます。

#### 吉井委員

2点目の校長が自ら参加を依頼し、のところは。

#### 高校教育課長

校長が必要に応じてと言いますのは、例えば、PTA会長、育友会長が入る場合、というのは、学校を通して参加を依頼する。

#### 教育長

指名をする者及び校長が例えばPTAの方とかに参加をお願いして、いじめ調査委員会を構成しますよ、という理解です。

#### 高校教育課長

教育委員会の方からも専門家を派遣します。

#### 吉井委員

この教育委員会から派遣する専門家と校内いじめ対策組織を構成する先生、それプラス、校長先生が選んで探してくださった方という組み合わせですね。そしてあと1点。

#### 高校教育課長

はい。新の方の第11条情報提供、9ページでございます。その中の情報提供の中に、県立学校又は教育委員会は法第28条第2項の規定による情報提供を行う場合には、書面により行うものとする。とそこに含まれております。

#### 吉井委員

これを見た限りでは、もちろん含まれているかもしれないのですが、保護者に対する対応というのが後退しているようにも見えかねません。今後、改正する機会があったら、この保護者に対するものについては、新たな項目を作っても、明文化されたほうがいいのではないかと思います。

#### 高校教育課長

ありがとうございます。御意見を参考にさせていただきます。

#### 櫻井委員

ここに書かれている第28条第2項の規定はどんな規定ですか。法第28条第2項の規定により情報提供を行うとあるが、中身はわかりませんが。

#### 高校教育課長

第28条第2項を読み上げてよろしいでしょうか。

第28条の第2項です。学校の設置者またはその設置する学校は、前項の規定により調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係とその他必要な情報を適切に提供すると明記されています。

#### 教育長

だから、おそらく後退しているということではなくて、法律の中で明記しているということで、一見ちょっと字面だけみると見えにくくなっているという御指摘かなと思います。

ありがとうございました。

#### 教育指導局長

今の件に対しまして、熊本県いじめ防止基本方針がございまして、これは私学も含めて係る方針ですけど。その中でも調査結果に係る情報の提供については、被害を受けた児童生徒及び保護者に対する情報提供を適切に提供すると具体的に書いてございます。

#### 教育長

ありがとうございました。

#### 吉田委員

先ほど話題になりました第6条ですが、ここに「校長が自ら参加を依頼し」と、「自ら」という言葉が入っている特別な意味があるのでしょうか。日本語的には「校長が」で良い気がします。「自ら」と強調されていますのでお聞きします。

#### 高校教育課長

学校の組織として、いじめ問題対策委員会というのを組織しておりまして、そこに管理職も入るということでやっております。学校で今回重大事態が発生した場合は、当然学校の責任は所属長でございますので、そこもきちんと調査

に加わっていただいて、リーダーシップを取って、対応にあたっていただくというごさいます。

**吉井委員**

自らですよ。自らとここに気持ちが入っているんですよ。

**高校教育課長**

学校の主体性です。

**教育長**

ありがとうございました。

**吉井委員**

やはり第6条の文章です。どうしても私がそこで迷ってしまったのは、「校内いじめ対策組織を構成するものうちから校長が指名する者及び校長が自ら参加を依頼し、又は規定により推薦する専門家等」となっているから「依頼し」がどうしても浮いた感じになるんです。例えば、校長が自ら参加を依頼した者にするとすごくわかりやすい。私は、最初は、ここは、校長は自ら参加し、の間違いかと思ったのです。「依頼した者」と変える機会があれば、変えた方がわかりやすくなるのではないかなと思います。

**櫻井委員**

ちょっといいですか。あのこれは、2行目のいじめ対策組織を構成する者は校長先生が指名できるのですよね。対策の組織に構成する者じゃない者に関しては、校長先生が、依頼ができるということが書いてあるだけだと思うんですけど。そうじゃないのですか。

**吉井委員**

そうなのですが、さらっと読んだ時に、自ら依頼し、と本来なら参加を依頼した者とかいう形にしないと読み間違えるのですよ。実は私が読み間違えたのですよ。者だったら者を並べておかないと今、私が間違えたようにひょっとして校長が自ら参加をし、の間違いかと思ったのですよね。細かくて申し訳ございません。

**吉田委員**

これが係るのは、専門家等になる。

**吉井委員**

教育委員会が推薦する専門家、プラス、校長が参加を依頼した専門家。そう読めば納得します。

**櫻井委員**

ちょっと言葉を教えていただきたいのですが、この8ページで3行目に推薦と指名と依頼とあるが推薦、指名、依頼の違いをちょっと確認したいのですが。

**高校教育課長**

学校いじめ調査委員会というのは学校が調査主体となっているので、学校が責任を持って行います。その時に教育委員会は学校のほうに推薦をします。依頼は学校長からPTA会長とかに依頼を行います。

**教育長**

校長が指名するのは具体的にどういう方になるのですか。

**高校教育課長**

はい。いじめ問題対策委員会という組織を大きく膨らませていきますので、

現在であれば、生徒指導主事、人権教育指導主事、カウンセラー、スクールカウンセラー等になります。

#### 教育長

だから学校の責任者として、部下を支援するということですよ。外部の方については依頼、推薦は教育委員会が校長に対して、この方はどうですか、専門家の方はどうですかと推薦するという言葉の使い方という理解でよろしいでしょうか。

#### 高校教育課長

はい。

#### 吉田委員

言葉遊びのようにになってしまいますが、もう一度だけ確認します。ここに「自ら」が入っているのと、それでは「校長が自ら指名しないこともあるのか」と考えてしまいますので、これが本当に必要なのでしょうか。その前に「指名」とあるのですから、ここに「自ら」が入ると、「指名」は「自ら」ではないのかとおもうわけです。今ここで明確にさせていただく必要はありませんが。

#### 教育長

自らが入った背景というのは、理由があると思いますので、確認していただきまして、皆様には後日、情報共有させていただきたいと思います。

#### 高校教育課長

後日報告いたします。

#### 教育長

はい。御指摘ありがとうございました。

他に御質問はございませんか。

#### 吉井委員

よろしいでしょうか。すみません。いろんな制度を作っていただきまして、本当にありがとうございました。本当に一番いいことはこれが全く使われないことだと思います。学校が安心できる場所であって欲しいと思うのですが、実際にそうなりきっていないのが残念な気がします。

ある元先生の手記に書いてあるのですが、「教師はいじめを見つけられない。たいていの場合、親とか第三者からお知らせがあって初めて気付く。」というのがありました。すべての場合ではないのかもしれませんが、すべての人にあてはまるわけではないのかもしれませんが、もしこれが本当であれば、今まで先生方がこれまで子どもたちに対してやってこられた、送ってこられた視線が実は不十分であったということにもなりかねません。なぜそれに気づけないのかをぜひ考えていただきたいと思います。そして、また、いじめは目立つことだけではなくて、いじめにも入らないこともあってでも、長く積み重ねていくことで、いじめと同じ結果に至る場合があります。どうぞ子どもたちをしっかりと見てやってください。そして全員が同じように仲良くというのはたぶん無理だと思うんですけども、付き合いの浅い深いはあると思うのですが、存在を尊重できるクラス作りをお願いします。友達いないとか、1人でいるとかを作らないクラスの運営を進めていただけるようお願いいたします。たぶんそれが学力にも繋がっていくと思います。

これはお願いなのですが、長期欠席されているお子さんたちを一度調べ直し

た方がいいと思います。実際に体を壊している場合もあるかも知れませんが、その壊した原因がなんなのか、ひょっとしたらそこにいじめ、あるいは、人間関係の悩みがあって、結果として体調を壊してしまったということもおそらくあるはずで、子どもは病気だから仕方ないんですということではなく、その原因がなんなのかをしっかりと調べていただきたい。ただ、本人もわからない場合があるでしょうし、人間関係であっても、本人が調べるのが恥ずかしいとかで、自分はやっぱり体調が悪いですとか、言っている場合もあるのかもしれないし、そこはもう一度理由を見つめ直していただければなと思います。きつこういう重大事態に至るまでに、いろいろな事があって、小さなことを1つずつ解決し、気付いたところから少しずつ手を加えていければと思います。よろしくをお願いします。

#### **教育長**

長期欠席者への対応についての御意見でございましたけど、長期欠席者への対応についての説明を現在どういった対応をしているか義務でも、特支でも高校でも構わないのですが。たぶん定期的に家庭訪問とかをされていると思うのですが、説明をお願いします。

#### **高校教育課長**

長期欠席に至る前までにまずは、欠席がちょっと目立つなという風な子どもに対しては、毎週高校では、学年会という会議で情報交換をします。そして、それで家庭訪問し、チームを組んで対応しています。学期に1回は、いじめ調査対策委員会で長期欠席を含みまして、どのような状況か情報交換をします。それと同時にスクールカウンセラーも配置されていますので、そこを活用したりしながら全体的に取り組んでいます。長期的欠席の場合には、定期的に担任、学年主任が足を運んで事情を聞きながら情報を共有するとしています。

#### **義務教育課長**

義務の方は、県全体では、いじめアンケートを年に1回は、しますけども各学校でも定期的にやっております、だいたい年間平均6回程度、それぞれでやっています。そういったところで、日常的にアンケートを取りながら、子どもたちの生活を見ながら気づいたことはお互い情報提供・共有しながら、だいたいどの学校も週に1回は朝からの朝会で子どもたちの情報を共有し合うということをやっております。長期に欠席した場合は、担任の先生が家庭訪問して、学校からの通知文やお便りを渡したり、子どもに頼んで情報を伝えたりと学校と子どもを繋ぐという取り組みを行っています。

#### **教育長**

ありがとうございました。

この件に関しては、原案どおり了承してよろしいでしょうか。

#### **各委員**

了承。

○報告（1） 「熊本県いじめ調査委員会の再調査結果を踏まえた対応について」

#### **高校教育課長**

次に報告（1）を御覧ください。

「熊本県いじめ調査委員会の再調査結果を踏まえた対応について」御説明します。

資料1ページの「1経緯」を御覧ください。昨年7月14日に、平成25年8月に発生した県立学校生徒の自死事案に関する熊本県いじめ調査委員会からの答申が知事にあり、同日、知事から宮尾教育長へ、当該重大事態への適切な対処及び再発防止のために必要な措置を講ずるよう求められました。そのことを受け、7月21日の臨時教育委員会で、熊本県いじめ調査委員会報告書の各提言に対する今後の県教育委員会の対応について御協議いただきました。その結果を踏まえて、即時対応が可能な提言については、各学校へ周知徹底を図ったところです。また、残り2つの提言への対応については、熊本県いじめ防止対策審議会へ諮問し、11月24日、同審議会から宮尾県教育長へ答申いただきました。その後、12月12日の定例教育委員会において、資料2ページの「3 今後の対応について（案）」を御了承いただいたところです。

このことを踏まえ、資料1ページ「2 12月定例教育委員会後の対応について」に記載しておりますとおり、その後の対応を行って参りました。

「(1) 重大事態が発生した場合の調査主体について」では、先程、議案第2号で説明しましたように、「熊本県いじめ防止対策審議会条例」の一部改正を受けて、「熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則」の改正を行い、事案によっては、県教育委員会の附属機関である熊本県いじめ防止対策審議会でも調査を行うことができることとしました。

今後は、改正された同条例及び同規則を踏まえて、「熊本県いじめ防止基本方針」及び「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」の内容を更新する予定です。

「(2) 寮の適切な管理運営について」では、熊本県いじめ防止対策審議会答申の内容を全ての県立学校に周知するとともに、寮付設の学校の校長会を臨時に開催し、その徹底を図りました。また、現在、県教育庁の関係課で作業チームを立ち上げ、寮の適切な管理運営及び施設・設備面の改善についての協議を開始しており、今後は必要に応じて予算化等の対応を行う予定でございます。

報告は以上でございます。

#### 教育長

知事への報告は、2ページの今後の対応についての(1)と(2)を知事宛てに出したということによろしいですね。

#### 櫻井委員

寮の適切な管理運営については、協議を行い、必要に応じて予算化を行う、作業チームを立ち上げると書いてありますが、すでに立ち上がっているのでしょうか。

#### 高校教育課長

平成29年3月13日に第1回会議を開いております。会議をさらに進めていくということになります。

#### 櫻井委員

わかりました。作業の途中経過でもいいので、教育委員会であげていただければと思います。

#### 高校教育課長

はい。

#### 教育長

この件に関しては、以上でよろしいでしょうか。

**各委員**

了承。

○報告（２） 「平成２８年熊本地震に係る児童生徒の心のケア等について」

**義務教育課長**

報告（２） 平成２８年熊本地震に係る児童生徒の心のケア等について御報告いたします。

熊本県教育委員会では、熊本市教育委員会とも連携し、熊本地震により専門家による心のケアが必要だと判断される児童生徒数について、平成３０年１月末から３月上旬にかけて調査を行いました。

中段の表を御覧ください。専門家による心のケアや支援が必要な児童生徒数を学校種ごとに示しております。スクールカウンセラーによる心のケアが必要な児童生徒数は、県内全体で１，７６８人という結果で、この人数は、平成２９年度の本県公立小中高等学校の全児童生徒数の約１％に当たります。

なお、括弧内の人数は、今回の調査で初めて心のケアが必要と判断された児童生徒数を示しています。今回報告された７９３人は、心のケアが必要な児童生徒の約４５％に当たり、熊本地震発生から２年目を過ぎようとしている時期にあっても新たに出ている状況があります。

次に、下段のグラフを御覧ください。平成２８年度は、地震発生から減少傾向にありましたが、平成２９年度は、増加傾向に転じていました。しかし、その増加傾向も３月調査では再び減少に転じております。

これは、学校がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や保護者と連携し、児童生徒の状況を注意深く観察して、丁寧に対応した結果であると捉えております。

しかし、昨年度末に減少したとは言え、新規で心のケアが必要と判断された児童生徒もいることから、心のケアは中長期的に取り組む必要があるという基本認識の下、児童生徒に寄り添った支援の重要性について引き続き指導していく予定でおります。

以上で報告を終わります。

**教育長**

このことについて、何か御質問はございませんか。

**吉田委員**

そもそも心のケアが必要だとする判断基準についてお伺いしたい。例えば潜在的にケアが必要だけれどそれを言わない子がいる可能性があると思うのですが、そうした情報はどのようにして得るのですか。

**義務教育課長**

心と体の振り返りシートというもので実施しております。項目は、小学校は１０項目です。例えば、なかなか眠れないことがあるとか、むしゃくしゃしたり、かっとなることがある等の１０項目があります。中学生は１５項目です。もう少し細かくなっております。その項目の中で、基準を示しております、その基準であるという割合がですね６割ぐらいならと大まかな基準を示して、それ以上だったならケアが必要だと大まかな基準は示しています。最終的には校長先生あるいは担任の先生を含めて、学校としてこの子は、ケアが

必要だというようなところで判断いただいております。

#### 吉田委員

心理な判断基準は、信頼性等で難しいところがあります。裁判でも、裁判官が精神鑑定を認めないケースもあります。そうした中でできるだけ漏れがないようにしようというお気持ちで対応されておられると思います。また、質問の仕方によってはあえて答えない子どもがいる可能性もある。それから本人ではなく、家族や友達からの声もあるかもしれない。また増減していると言われたチェックデータをフォローする必要があります。例えば、児童生徒が前年度は問題なかったが、今回はチェックされたとか、ボーダーラインにあったのが次の調査で問題が明らかになったといった変化を押さえていくことが重要だと思います。また、本当のことを言わずに友達と同じように回答するケースもあつたりします。こうした可能性を踏まえて対応していただければと思います。

#### 教育長

ありがとうございます。

#### 堀内委員

すみません。教えてください。こういう風な形でシートを使用しながら、そうでない、そうであると分けると言っていましたけど、もちろん継続的に見ている子どもさんもいらっしゃるし、今回みたいに新規で新たに診断を受けた方もいらっしゃると思いますけど、そのあたりの保護者との情報の共有、保護者とどういう風にしてですね継続的にやり取りをしているのかということと、あと新規の方とかに対しては、どのような形で保護者の方へ情報を提供して、また急にですね、このような形で診断が出たと家庭でも何かしらの気づきが出ているのではないかと思うのですが、そのあたりの家庭での聞き取りとかです。情報収集はどのようにされているか教えていただければと思います。

#### 義務教育課長

保護者への情報提供に際しては、子どもや保護者の御意見を参考にしながら実施しております。カウンセリングが必要と判断された子がこれだけおりましたので、基本的にはスクールカウンセラーが直接子どもにカウンセリングすることになります。その際は保護者の方に確認をしています。それで直接スクールカウンセラーがカウンセリングをした子どもたちの割合は、前回の9月が2,000人ほどいたのですけども。その中でも県平均で6割ぐらいがカウンセリングをしています。他の子どもたちは、専門機関にカウンセリングをお願いしている家庭もございますし、うちの子はそこまではありませんというようなところは、保護者さんからの希望も無かったというところもあります。そういったところで対応ですが、学校としては、カウンセリングを受けなかった子に対しても、担任の先生や養護教諭による面談をしたりあるいは、他の先生で見守ったりとかいうのを含めて丁寧に対応をしているところです。そういった中で保護者への情報提供も併せて行っています。

#### 教育長

ちょっと整理しますと、ケアが必要だと判断された子どもについては、保護者にお宅のお子さん少し心配ですよと情報提供があつて、例えばスクールカウンセラーにカウンセリングしましょうか、とかつていう御意向を子どもの気持ちも踏まえたところで、御相談しながらカウンセラーの面談する人もいますし、

いや担任の方がいいって、子どもと保護者の意見を伺いながらケースバイケースで対応するとその結果前回は2,000人くらいが、前回は、スクールカウンセラーを受けた。そういうルートでやっているとの理解でよろしいですか。

**義務教育課長**

はい。

**堀内委員**

情報提供としては、一応保護者の方には、こういう結果が出ましたということと必ずお伝えをしていらっしゃるといふことでよろしいですね。担任の先生から。

**義務教育課長**

すべて細かいところまで把握はしておりませんが、多くの子はですね、そうやって情報提供していると考えております。

**櫻井委員**

ちょっと突っ込みどころがたくさんあるのですが、例えば、情報提供は、この形で情報提供されるのですか。情報提供の形をちゃんとしないと誤解されるような気がします。この報告(2)を見ていて、私も全然わからないのですが、まず熊本地震により心のケアが必要と判断とあるが、そんなことがわかるのでしょうか。そもそも。

例えばこれが、28年の5月地震直後ですよ。その前がすごく少なかったのですが、地震の後に上がった、というならわかるのですが、その前がないので上がったのか下がったのかが分からないですよ。そして1年後、28年の5月から29年の5月になると半分以下になっているのですよ。下がったのだなあと思ったら、なんで5月にしないのかよくわからないのですが、また日程をずらしてされているので、そして3月にして、そしてこの3月を見ると、新規数と書いてあるのですが、どこから見て新規なのかが、わからないのですよ。そして、だいたい1年前を比べますけど、29年の5月1,753人、1,768人横ばいだなど、新規数とこれはスクールカウンセラーが入ってから増えたのですか。スクールカウンセラーが入ってないと違うのでしょうか。そうしたら28年の5月には、スクールカウンセラーは入ってなかったのですか。全然見えてよくわからない。

**教育長**

(義務教育課長に向けて) 新規は前回調査で出てこなかったということですか。

**義務教育課**

新規そのものはですね、調査をしたのは、平成29年の5月調査からのその子が新規かどうかというのを調査しています。で、29年5月の段階で前回と比べて、初めてあがってきた児童・生徒が29年5月で59%という数字です。

**教育長**

平成29年5月から初めてというのは、どこと比べて初めてか。

詳しい担当の方がおられれば、担当の方からでもどうぞ。どういう調査になっているのかを実務的な話なので。

**義務教育課長**

その新規は、前年度ですね。28年3回調査しておりますけども、その時に

1回もあがっていなかった子が新規という風に29年5月調査しております。

**教育長**

それが59%おられたと。

**木之内委員**

アンケートとかをして、引っかかかっていないけど、今回は危ないと出た、というのが新規。

**櫻井委員**

ということは、1,753人いたので、半分になって、また半分出てきたということか。

**木之内委員**

新しい人がそれだけ出たということ。調査をしていなかった人から出たのではなくて、調査はしていたけど、今まで引っかかかっていなかった子達が出てきたということか。

**義務教育課長**

はい。全員そうです。

**木之内委員**

ということは、例えばこれ、28年の11月にはこれだけ落ちたように見えたけど、どういう原因かはわからないけど、例えば長期の避難生活によってやっぱり新たにカウンセリングが必要になったとの考え方もできないことはない。

**堀内委員**

すみません。この29年の5月じゃないですか。調査をしているのは。ということは、卒業した中学生もいるし、入ってきた小学校1年生もいるので、そのあたりは、幼稚園とか保育園では、もちろん調査は無いじゃないですか。新1年生に上がってきて、それでいて調査をしているとも考えられるじゃないですか。単純に今まであがってきたからあがってきたとそういう風に割り切ってしまうといいのかというふうに、なんか言い出したらきりがありませんけど、それはそれ、これはこれと分けて、見た方がいいのかなと学年ごととかですね、これは卒業した中学生は、高校に入って高校でしているのかもしれないけど。

**義務教育課長**

5月に入って28年11月から29年5月と増えておりますけど、これは子どもたちが進級や進学をしたりと、環境の変化での不安とかイライラとかそのことも含まれているというのも十分考えられます。

**櫻井委員**

それを言ったら熊本地震に係る統計には全然成り立たないよ。それは言ったらだめ。その答弁はやめたがいい。

**教育長**

いや、その環境の変化というのは、仮設住宅にいたのだけれども、例えば、お友達も家が再建されて仮設住宅から出て行ったのだけれども、自分は、例えば変わらないとか、あるいは進学とか進級したのだけれども、なんとなくぎくしゃくして友達との関係が難しくなっちゃったとかいうのも含めて、おそらく進級とか環境の変化というものがたぶんあるのではないかなと思います。

だからすみません。これを統計と見ると、おっしゃるとおり心の問題なので非常にファジーな部分があると思うんですよ。これの目的は、統計で1人増えた1人減ったとかではなくて、傾向としてやはりこれだけケアが必要な子ども

たちが、でこぼこありますよとよく3年から5年がピークになると言われていますけど、だから私達は、長期にケアが必要な認識で取り組んでいるのですけど、そのバックデータの1つがこれであって、だから中にはですね、新1年生とかいうようなのはあると思うんですけど、それを制度化して統計にすることが目的ではないと個人的には感じているのですけども、何かコメントがもしあればお願いします。

#### 義務教育課長

カウンセラーもですね。被害が多かった上益城、阿蘇、菊池、宇城、八代の5管内には通常のカウンセラーがいます。いじめ不登校など対応している地震前から配置していた通常のカウンセラープラス地震対応のカウンセラーというのをその管内に配置しています。通常のカウンセラーと地震対応のカウンセラーということに予算上はなりますけれども、実際に子どもたちを目の前にしたときに、いじめ不登校になった時にですね、それが地震によるものなのか、そうじゃないのかと非常に区別が難しいところがございます。ですので、今、教育長がお話をされましたとおり、明確には分けられない。という部分で学校としては、やはり心のカウンセリングが必要な子がこれだけいるという捉え方で、対応をさせてもらっているところでございます。

#### 教育長

ちなみに28年5月の前には、こういう子どもたちのケア、いじめとか不登校とかで、そういうアンケートは定期的にしており、その測るツールは、28年5月が初めてと理解してよろしいでしょうか。

#### 義務教育課長

そうですね。はい。地震が起きてからですね。

#### 教育長

それまでは、いじめアンケートとかそういうところで、拾い上げていたということ。

#### 義務教育課長

はい。その前はですね。

#### 木之内委員

カウンセリングでの間違っただけの中での話もある、けど正式なデータは無いということですね。

#### 櫻井委員

教育長のお考えを付度しますと、やはりですね単純にデータを25年くらいからのデータをばっと並べて、そして28年の5月にボンと伸びたとそういうデータを出すだけでいいと思います。そしたら地震によってケアが必要な子が増えたのだということにはわかるんですけど、それ以上をやろうとしない方が、非常に誤解を招くような気がします。単純に伸びたらみんなそう思うんですよ。それでいいんじゃないかなあと、教育委員会としては傾向がわかればいいのではないかと思う。

#### 教育長

これは、先ほど伝えた10項目、15項目で調査をしたのは28年の5月が初めてということですね。だからここからがスタートです。

#### 櫻井委員

そうなんですか。

## 教育長

それまでは、振り返りシート、に習って、別のツールで、心のアンケートというツールで、だから質問項目も少し違うのですよね。だから同じ物差しでは測れない。だから地震の直後にこれをまず調査した。ここからスタートで、そこから減ってきました、増えました、という傾向を見るという理解でよろしいですか。

## 義務教育課長

そうです。

## 堀内委員

振り返りシートというのは基本的に地震で、というところをベースにした質問項目になっているということでもいいですか。

## 義務教育課長

そのとおりです。

## 吉田委員

それは具体的にはどんな項目ですか。

## 義務教育課長

読み上げます。小学校のシートの問いは10項目あるのですが、①なかなか眠れないことがある。②むしゃくしゃしたり、イライラしたり、カッとなったりする。③嫌な夢や怖い夢を見る。④ちょっとしたきっかけで思い出したくないのに思い出してしまいます。⑤つらかった頃を思い出させるところには、近づかないようにしている。⑥つらかったことについては、話さないようにしている。⑦自分が悪い、悪かったと攻めてしまうことがある。⑧怖くて落ち着かないことがある。⑨頭やおなかが痛かったり、調子が悪かったりする。⑩学校では楽しいことがたくさんあるです。

## 吉田委員

地震を連想させる項目はありますが、全体としては、よく使われる心理的なチェック項目に類似していますので、これで地震後の心理がわかるは言いにくいでしょう。ただ私は、これがまずいというのではなく、地震後にケアをしっかりと始めたことが伝わる必要があると言いたいのです。ここで平成28年熊本地震に係る児童生徒の心のケアというとすべてが地震に起因していて、通常のスクールカウンセラー活動がなされていないといった誤解を受けやすいように感じます。地震後の対応についてスクールカウンセラーも増やしていますというメッセージが必要でしょう。その意味で「係る」という言葉は、「地震限定」という誤解を招きやすいような気がします。

## 教育長

例えば、「平成28年熊本地震後・・・」であれば、だから要因って地震だけ、ではなくて、人間の心に要因があると思うので、だから怖かっただけではないかもしれないので、そのあとの人間関係とか、地震後の児童・生徒の心のケアというのは、1つあり得るのかもしれないですね。どんなでしょうか。個人的な意見ですが、

## 吉田委員

ちょっといいですか。地震後に県としては、重点を置いて、ケアに力を入れた、その後こうなっています。それ自身が、地震が故にわっと増えたとか減ったとかではなくて、これだけ重点的にやった結果、具体的に事実としてはこれ

だけ出ていますよと、測定精度が上がると病気が増えるように、江戸時代は癌という病がなかったように、それと同じようにスクールカウンセラーという専門家が增えたことによって、より見えてくることとなりますから、単純に増える、減るというよりは、逆に言えば良い意味で、そういう方が入ると今まで見つからなかった部分まで見えるのよ、というアピールの方が、私はプラスになると考えます

### 教育指導局長

この調査、チェックシートです、これにつきまして、28年の5月から実施を、東北ですとかあるいは阪神・淡路で対応された専門家の方々にも熊本にお越しいただきまして、御助言をいただきながら、子どもたちにかえって怖がらせてはいけませんので、地震によるってという言葉は使っておりませんが、熊本地震を意識したものを作成しました。ただ御指摘のとおりすべてが地震とはなかなか難しいですし、そうでない部分というの言い切れない要素もあるのかとは思いますが、こういうデータを提供しながらですね、スクールカウンセラー、通常のスクールカウンセラーは、いろんな要因に対して対応しますので、国のほうから1/3の補助をいただいていますけど、28年以降、特別に10/10国からということで、こういう情報を提供しながらですね、スクールカウンセラーの増員等をお願いしている、そういうところに活用させていただいております。

### 教育長

我々は、国に対して子どもたちの心を中期に、長期に見ていく必要があるということ伝えていくための資料として使わせていただいています。

### 木之内委員

先ほど、教育長からも3年から5年ぐらいで上がってくると言われている。それに対して県として、こういう方向で考えている、みたいなことが、あるのかということと、もう1つはですね、このスクールカウンセラーの方たちは、専門家の方々ばかりで、ある程度の対応の仕方をわかっているとは思いますが、ちょっと気になるのが、1%かもしれないけど。カウンセラーが必要な子どもさんたちが、実際にそのクラスの中にいたときに、例えば教職側としてですね、おしゃべりすればフラッシュバックする等、そんなこと言わない方がいいとか、そういう部分があるとか、こういう対応みたいな話みたいなものが、教職員の方と何らかのいろいろなやり取りなり、まあこうやればなど絶対的なものは無いかもしれないけど、そういう勉強とかをされているのか、なにかありますか。

### 義務教育課長

はい。県の対応ですけど、先ほどもスクールカウンセラー、この5つの管内には、通常のもので地震対応のということで、活動時間を増やしています。その増やすのも昨年度と今年度また少し見直しまして、こういった対応の必要な子どもたちが多いところに、スクールカウンセラーの活動時間を増やすというところで、予算上は昨年度と同じなですけども、そここのところで多くしたり、少なくしたりというところで、実態に合ったところで対応しています。

あと先生方への対応ですけども、これは、スクールカウンセラーの仕事の1つと言いますか、カウンセリングをするだけではなく、先生方の研修、校内研修会で話をさせていただくとか、こういうところまで対応した方がいいですよ、

とかいろいろなそういった校内研修での講師もしていただいているところです。

#### 教育長

あと小さいところでは、避難訓練をいわゆるそういう訓練を4.14とか4.16ではなく時期をずらすとか、配慮とか、熊本地震の道徳教材を配らせていただいたんですけども、子どもたちがフラッシュバックにならないように、思い出さないようにと、表現とか写真等については気を遣いながら、教員の方々が議論して、言葉を選んで作ったと聞いているんですけども、そのへんも配慮としてはあるのかなと思います。

#### 義務教育課

今年度、道徳で活用していただく教材を作りましたけど、その教師用の部分には一番最初にですね、指導案とか板書とか、いろいろ載せているその教師用の一番最初に子どもたちへの配慮事項のページを取って載せているところです。

#### 吉田委員

まだカウンセラーが学校入り始めた頃の話ですが、カウンセラーが得た情報は個人情報なので、担任教師等と共有できないという問題がありました。それが現在はどうなっているのだろうかと気になっています。つまりプロフェッショナルになればなるほど悩ましい問題が出てくるわけです。スクールカウンセラーとしては問題が深刻になればなるほど担任等に個人情報を開示できなくなる。子どもとしては、「担任に言わない」という前提で話す。ところがそれを後で担任が知ると、「それを早く言ってほしかった。言ってもらえなかった。」といった問題が発生する。こうした問題解決のための個人情報提供と守秘義務との調整が難しい。この点、現在の教育現場ではどんな状況でしょうか。

#### 教育長

現場の状況がわかる御担当の方は。

#### 吉田委員

これは難しい問題を含んでいます。個人情報の壁は当然ありますから何でもかんでもお互いに情報を提供し合うというわけにはいきません。そうだからこそ、教育委員会が適正な基準やモデルを提示する必要があるでしょう。そしてこうした情報はお互いに共有する、あるいはすべきだとか、これ以上は守秘義務を守るべきだといった基準です。これはカウンセリング関係団体との話し合いになると思います。カウンセラーが言ってしまうと信頼を失うし、その一方で担任としてはいてもらわないと対応できないという事にもなるわけです。こうした難しい問題がありますが、その解決策を求め続けたいと思いません。

#### 義務教育課長

カウンセラーの指針というのがございます。そこで確認しております。

#### 教育長

では後日にしますか。

この件に関しては、以上にしてよろしいでしょうか。

#### 各委員

了承。

※ここから非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。